

平成 2 8 年五條市議会第 3 回 9 月定例会（第 3 号）

日 時 平成 2 8 年 9 月 1 4 日（水） 午前 1 0 時 開議

議事日程

第 1 一 般 質 問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	福 塚 実	1 新庁舎建設の進捗について (1) アクセス道路の整備について (2) 南北道を踏まえた取組について (3) 地元住民への説明について 2 空き家対策について (1) 中心市街地の空き家問題について (2) 今後の対応と対策について 3 市の施設について (1) 旧五條市衛生センター（し尿処理施設）について (2) 旧五條消防署について 4 陸上自衛隊駐屯地及び消防学校の誘致について (1) 進捗状況について (2) 地元への説明について (3) 誘致活動を踏まえた周辺道路整備について	市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長
2	大 谷 龍 雄	1 学校適正化に関する資料や方針の詳しい説明と関係者の意見を重視した学校適正化の検討について 2 五條病院のリニューアル後の医師、看護師の確保について 3 豪雨・強風・地震等の災害防止対策の強化について (1) 災害の原因をなくす対策の強化について	市長・部長 市長・部長 市長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	大 谷 龍 雄	ア 地球温暖化防止対策に関する政府への要請について イ 上流ダム緊急放流防止対策について ウ 地震発生時におけるダムの決壊防止対策について エ 吉野川等の堤防の点検と堤防未整備区域の早期整備について (2) 災害発生時の早期救援体制の強化について ア 消防力の強化について イ 建設業協会への協力依頼について ウ 自衛隊の災害救援強化を目指した、安保法制に基づく自衛隊の海外派兵中止の政府への要請について 4 核兵器禁止・紛争の平和的解決を目指した世界の動きから考えた陸上自衛隊駐屯地及びヘリポート誘致の見直しについて	市長・部長
3	宗 部 康 寛	1 陸上自衛隊駐屯地誘致の重要性と必要性について (1) 本年度の調査について (2) ヘリポートを併設した計画内容・規模について (3) 今後の機運を高めるPR活動の取組について	市長・部長

第二	報第 十二号	専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正）
第三	議第五十一号	五條市議会議員及び五條市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について
第四	議第五十二号	五條市立へき地保育所条例の廃止について
第五	議第五十三号	平成二十八年五條市一般会計補正予算（第一号）議定について
第六	議第五十四号	平成二十八年五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について
第七	認第 一号	平成二十七年五條市一般会計歳入歳出決算認定について
	認第 二号	平成二十七年五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認第 三号	平成二十七年五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
	認第 四号	平成二十七年五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認第 五号	平成二十七年五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認第 六号	平成二十七年五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認第 七号	平成二十七年五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
	認第 八号	平成二十七年五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認第 九号	平成二十七年五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	認第 十号	平成二十七年五條市水道事業会計決算認定について
第八	議第五十五号	平成二十八年五條市一般会計補正予算（第二号）議定について
第九	議第五十六号	平成二十八年五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太田好紀
副市長	内成吉
教育長	内伸起
代表監査委員	竹田彦
理事（総務部長）	山田和宏
技監	八田護

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大谷	益田	吉田	山口	福塚	岩本	窪田	吉田	宗部	牧野	平岡	養田
龍吉	雅	耕			佳		康	雅	清	全	
雄博	範司	実孝	秀正	寛一	司康						

事務局職員出席者

速記者	事務局主任	事務局係長	事務局次長	事務局長	土地開発公社事務局長	企画政策課長	秘書課長	会計管理者	水道局長	大塔支所長	西吉野支所長	総務部次長（財政課長）	教育部長	都市整備部長	産業環境部長	あんしん福祉部長	すこやか市民部長	危機管理監	市長公室長
柳	片	辰	久	竹	上	中	西	松	松	泉	山	和	松	河	辻	稲	坂	山	福
ヶ																			
瀬	山	巳	保	本	田	本	峯	本	本	谷	本	田	井	田	田	次	口	本	塚
五	仁	大	雅	勝	幸	賢	久	智	武	進	利	剛	和	博	祥	裕	慎	修	勝
美	美	輔	彦	治	則	二	美	美	士	治	子	明	永	幸	友	美	一	二	彦

午前十時零分開会

○議長（吉田 正）ただいまから昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程については、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田 正）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確をお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに、八番、福塚 実議員の質問を許します。八番福塚 実議員。

〔八番 福塚 実質問席へ〕

○八番（福塚 実）それでは議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず一番に、新庁舎建設の進捗状況について。二番に、空き家対策について。三番に、市の施設について。四番、陸上自衛隊駐屯地及び消防学校の誘致について質問させていただきます。

それではまず一番の、新庁舎建設の進捗状況について質問させていただきます。

新庁舎の建設が差し迫っている中、アクセス道路の整備についてまず質問させていただきます。委員会などで新庁舎建設のアクセス道路整備は大変重要な課題の一つとして委員会でも議論を重ねてきました。国道三一〇号や国道二四号、また市道旧岡中線、市道岡口三号線、須恵

一号線など、新庁舎へのアクセス道路の整備は近隣住民や市民の利便性を考えますと、早急に近隣住民や市民に理解と説明が必要だと考えますが、市の対応と考えるをお答えください。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

新庁舎へのアクセス道路として、市道旧岡中線については、設計業務委託の契約が完了し、地元自治会及び地権者の方々に説明を行い、道路計画策定に向けて進めてまいります。

事業用地の確保については、一部県有地となることから県及び地権者とも折衝し、用地確保に取り組んでまいります。

市道岡口三号線及び須恵一号線につきましては、周辺自治会へ新庁舎建設計画の全体説明会に併せて道路計画及び都市計画の用途変更等の説明を行い、岡口三号線については、本年度地形測量業務を発注し、土地の立入りのため、地権者の方々に事業説明をし、了解をいただいた後、作業に着手してまいります。

また、須恵一号線については、南北連絡道を含めた駅周辺整備と併せて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）前向きな答弁で大変有り難いと思っております。

近隣の市民の方々からも新庁舎建設について大変懸念と疑問を持たれている方がおります。また工事車両の進入路等の確保も大変難しい問題となつてきますので、やはり市民、また地権者の方々に丁寧な説明をよろしくお願いしておきます。

それでは二番の南北道を踏まえた取組について質問させていただきます。

新庁舎が決まり、南北道は長年計画している市の重要な課題です。駅前周辺地域の活性化や、災害時の防災の拠点、司令塔の役割を果たす新庁舎を含め重要な位置付けになり、今、市としての状況をお答えください。

また、南北道におきましては三月議会でも前向きな市長の答弁をいただいておりますけれども、改めてその質問させていただきます。どうかよろしくお願いします。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

南北道については、市として重要な路線であると認識しております。平成三十二年度末の新庁舎の完成に向けて、まず、新庁舎へのアクセス道路となる市道岡口三号線・旧岡中線・須恵一号線の三路線の整備を優先的に取り組んでまいりたいと考えております。

J R 五条駅南側は、駅南側広場を含め、須恵一号線と県道五條停車場線が複雑に交差する形状になることから、南北道を含めた駅周辺の安全性、利便性について、J R 西日本・県・警察などの関係機関と十分に協議、検討してまいります。

南北道は、整備に多額な費用が必要になることから、市道岡口三号線・旧岡中線・須恵一号線の利用状況も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 新庁舎建設を踏まえ、また南北道、この計画等は同時進行でやっていたのか、新庁舎の建設が最優先課題だと思っておるのですけれども、アクセス道路も踏まえた中で、新庁舎の建設、また南北道の整備等が市としても一番ネックになっている問題なので、計画は同時進行でやっていただけののか。

また、工事はその新庁舎建設後に、南北道の整備等も含めた考え方になるのかお答えください。

○議長（吉田 正） 河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほども述べさせていただいたとおり、南北道については非常に貴重な道路だと考えてはおりますが、新庁舎の整備及び新庁舎へのアクセス道路が優先的だと考えておりますので、今後計画については併せてして行く予定はしておりますけれども、工事については若干遅れると思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 三月議会でも前向きな答弁をいただいておりますので、これも踏まえて市民への説明をよろしく願います。

それでは三番の質問です。地元住民への説明についてです。地元住民や自治会等への説明会などの経緯があれば教えてください。

また、これからの対応などがあれば教えてください。

○議長（吉田 正）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

市民の皆様に対しては新庁舎建設計画の説明はもとよりアクセス道路の整備計画等につきましても、事前に説明を行いたいというふうに考えております。

地元に対する説明でございますが、去る九月八日、市の自治連合会の第三回理事会がございました。その場で新庁舎建設計画の建設場所と大まかなスケジュールについて説明をさせていただいたところです。

また、九月中をめどに関係の地元自治会と日程調整を始めてまいりたいと、今そのように考えておるところでございます。

今後の事業の進捗に伴いまして、周辺住民の皆さんには事前に丁寧に説明をし、御協力、御理解を経て事業を進めてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）それでは自治会に説明があつたときに、自治会の方々から意見とかそういうものはあつたのですか、なかったのですか。

○議長（吉田 正）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

具体的な質問というのは出なかったようですが、やはりアクセス道路に関しては、関心が高かったというふうに聞いております。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）やはり地元住民に説明する折には、アクセス道路というのが一番の課題になってくると思いますので、この南北道、また南北道というのは、まあ言うたら新庁舎建設近隣住民の方々が長年にわたって切に希望してきた要件だと思っております。また私ら議員になる前の前議員の方々が大変長い間、検討・議論を重ねた中で南北道というのを計画してきた問題でございます。

また、合併特例債等も少なくなつて、過疎債等を使うという三月議会での答弁の中の内容も皆さん関心を持って聞いていただいております。

ので、この辺も含めて、地元住民への丁寧な説明をよろしくお願いしておきます。

続きまして、二番の空き家対策について質問させていただきます。

まず、(一) 中心市街地の空き家問題についてです。私もよく耳にするのですが、空き家については安全性や防犯環境衛生問題のある空き家が近隣住民や市民から対応に苦慮しているのこともよく聞かされています。市としての考えをお答えください。

○議長(吉田 正) 河田都市整備部長。

○都市整備部長(河田博幸) 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

中心市街地の空き家問題については、空き家の実態把握のため、九月補正に予算を計上させていただき調査を進めてまいりたいと考えております。

調査方法としては、まず水道の利用状況及び自治会から空き家情報を机上で抽出整理した上で、その後現地で空き家の外観調査を行います。また所有者の特定作業及び所有者の意向確認を行い、空き家情報のデータベース化を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。(「八番」の声あり)

○議長(吉田 正) 八番福塚 実議員。

○八番(福塚 実) 空き家の情報をデータベース化というのは、大変重要な課題だと思っております。またその空き家に対して、草が伸びておるとか庭の木が大変大きくなって住民の手に負えないような状況の家も目に掛かるのですけれども、台風時期、また震災、大きな災害が起こったときに瓦等、倒壊等の恐れのある家、まあ危険度の判断ですね、それもちやんとデータベース化して緊急の対応がいる場合は、そのような形で進んでいただきたいと思います。

それでは次、(二)の今後の空き家の対応、また対策について質問させていただきます。

今までの苦情件数と対応をどのようにしているのかお答えください。

○議長(吉田 正) 辻田産業環境部長。

○産業環境部長(辻田祥友) 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

空き家に対する苦情の件数でございますが、平成二十七年度は五件、平成二十八年度は八月末現在で二件でございます。

苦情の対応につきましては、早急に現場を確認し五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第二十一条により、土地又は建物を所有し占有

し、又は管理するものは土地又は建物及びそれらの周辺を清潔に保ち、地域の生活環境を保全するよう努めなければならないことから、適正に管理していただくよう勧告文書を送付しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）勧告文書、月に約一回というわけにはいかないので、クレーム、逆に言うたら市からのクレームになりますので、勧告文書についても自治会長、また自治会の方々にもそういうような説明をして対応していただきたいと思っております。

また、その平成二十七年が五件で、平成二十八年八月末で二件ということは、三件減っているのですけれども、これは対応して改善できたんでしょうか、その辺はどうでしょうか。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）八番福塚 実議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十七年で減っておりますのですけれども、減った分ができたかどうかというのは、確認はできておりません。以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）それもまたデータベース化したら今後見えてくる課題だと思いますので、その辺もまたよろしくお願いしておきます。

また、中心市街地以外の五條市内の住居、空き家も大変問題になっておって、お年寄りの方々が対応に苦慮しているという家もたくさんありますので、その辺もこれから幅広く市としての対応をよろしくお願いしておきます。

それでは三番の市の施設について質問させていただきます。

（一）の旧五條市衛生センター（し尿処理施設）についてです。旧五條市衛生センターの解体時期、今後の予定、計画についてお答えください。

近隣住民や要望書、地元自治会としっかり協議の中でこの計画が進んでおると思うのですけれども、その辺ちょっとお答えいただけますか。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市衛生センターにつきましては、解体を平成二十九年度から平成三十年度を予定しております。

跡地利用につきましては地元二見地区自治連合会と引き続き協議をし、内容の検討を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）跡地利用等はまだ考えていないのか。またそれも地元住民との協議の中に含まれてくるのか、その辺はどうなんですかね。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

跡地利用につきましても、二見地区の自治会の方に入っていただきまして、協議をいたします。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）それでは、この旧五條市衛生センターの敷地面積などが分かればお答えいただきたいのですけれども。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）八番福塚 実議員の御質問にお答えいたします。

旧衛生センターの敷地面積は総面積として約二〇、〇〇〇平米でございます。

今申し上げました二〇、〇〇〇平米でございますけれども、その分の約一一、〇〇〇平米にはもうクリーンオアシスが建設をされております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）ということは、残り九、〇〇〇平米あるということですね。はい、分かりました。

続きまして、（二）の旧五條消防署について質問させていただきます。

今現在の利用状況や今後の対応についてお答えください。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

旧五條消防本部庁舎の現状につきましては、奈良県広域消防組合の設立に併せまして、建設いたしました消防本部新庁舎が平成二十六年三月一日に移転したことを受けて、当該施設を行政財産から普通財産に用途変更をいたしております。

現在の利用状況でございますけれども、本庁舎が手狭なことから、物品等の保管場所等として使っております。

旧の消防長室につきましては、更生保護サポートセンター五條の活動拠点として利用申請に対しまして許可をし、利用していただいているところでございます。

一階の駐車スペースにつきましては、中央公民館利用者の利便性の向上を図るため、駐車スペースとして利用させていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）この旧五條消防署についてですけれども、今新しく五條市消防本部ができておるのですけれども、これが耐震ができていないということで建て替え等が進んで新しく消防署を建てたわけでございます。この耐震ができていない建物に対して新たに施設等利用者を入れて、それで本当に安全が確保できるのか、その辺の考えは、ちよつとお答えいただけますか。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

消防本部の新庁舎の建設に当たりましての事情は議員お述べのとおりでございます。厚生保護サポートセンター五條さんの拠点として現在のところ暫定利用という形を取らせていただいているところでございます。

今後につきましては、市全体の公共施設の在り方につきまして、昨年度と今年度に掛けまして、公共施設等総合管理計画というのを策定しております。その中で今議員を述べのようなことを含めまして、市全体の、先ほどのし尿処理施設も含めましてですけれども、どのように取り扱っていくのかというのを定めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）体育館、また耐震のできていない公民館、市民会館もあるわけで、その辺も総合的に判断して、これから市の対応と計画性を持ってやっていただきたいなと考えるのですけれども、確かにあそこの市民会館は文化祭等で多数の方が来られます。またそして旧消防署のカーブ、車でお越しの方々に大変不便なカーブになっておりまして、またガードマンを付けないと事故等も起こる可能性もありますので、なるべくならあの辺に空きスペースをしっかりと作って、安全確保ができるような形に私はしていただきたいなと考えておるのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）私も時々車で通らせていただくのですけれども、見通しが利きにくいという部分は確かにございます。

現在、土地、建物を含めまして、土地利用をその計画で定める中で、御意見をいただいたことについて反映してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）その辺の努力をまたよろしくお願いしておきます。

続きまして、四番の陸上自衛隊駐屯地及び消防学校の誘致について質問させていただきます。

それでは（一）の進捗状況についてです。候補地が二箇所、一番目に阪合部とのことで、阪合部自治会等に説明に来ていただきましたが、その後、県や国の対応や状況をお答えください。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

調査候補地につきましては、七月三十日の議員全員協議会で御説明をさせていただきました。平成二十七年度の県と防衛省の調査結果と平成二十八年度の県委託調査結果から、今後の調査を効果的に行うために調査候補地の阿田峯公園南西台地区とプレイアゴルフ地区に調査順位を付け、調査順位一番がプレイアゴルフ地区、調査順位二番が阿田峯公園南西台地区になり、本年度の県と防衛省の調査はプレイアゴルフ地区に実施されることになります。

次に、本年度の政府要望活動につきましては、平成二十九年度の防衛省概算要求に継続した経費が計上されるよう、七月十二日には市議会

正副議長と自衛隊駐屯地誘致特別委員長・副委員長が防衛省幹部に、また七月十四日には知事と市長が防衛事務次官と陸上幕僚長に、また、防衛大臣が交代したことから八月九日、知事と市長が稲田防衛大臣に要望活動を行いました。

その成果といたしまして、平成二十九年防衛省概算要求では、奈良県の検討に引き続き協力していくため、奈良県が選定した展開基盤候補地について交通アクセスや候補地周辺の地形がヘリ運用に与える影響の調査のための経費が計上されていることから、平成二十九年度も引き続き、防衛省の調査も継続されるものと思われれます。

また、県におきましても平成二十八年度の調査に引き続き予算が計上されるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）陸上自衛隊駐屯地、前の説明では今中国の領海侵犯、南シナ海で大変問題があつて、なかなかこの自衛隊誘致、先送りになるんじゃないかという懸念もされているんですけども、この候補地における消防学校の誘致活動についてはどのように進んでいるのかを分かればお答えいただけますか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

先般の議員全員協議会にもお話しさせていただきましたように、奈良県としては、県広域防災拠点という部分、なおかつそこには消防学校を含むというふうな手法でもって、先行して進めるという、そういう手法でいこうとしている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）分かりました。

それでは続きまして、（二）の地元の説明です。阪合部自治会等への説明会等がありました。近隣地域、候補地の阪合部地域におきましては、西吉野町また霊安寺等の地域も含まれると思うのですけれども、その自治会等への説明等はどのようになっているのか、お答えいただけますか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）八幡塚議員の御質問にお答え申し上げます。

地元への説明につきましては、先般八月五日、阪合部地区自治連合会に、九月一日、阪合部山林自治会に、九月八日、五條市自治連合会理事会におきまして御説明をさせていただきました。

説明は、議員全員協議会で説明させていただいた同じ資料に基づき実施いたしましたして、プレディアゴルフ地区が用地の拡張性と造成面から有利ということから、プレディアゴルフ地区の調査順位が一番になったこと、また本年度奈良県と防衛省の調査がプレディアゴルフ地区において実施されること、特に防衛省は県の防災拠点を使用する場合の調査であることを御説明いたしました。

阪合部地区自治連合会、並びに阪合部山林自治会の説明におきましては、調査には協力をいただけるということでもありますので、奈良県並びに防衛省の調査において現地調査が実施される場合は市が事前に地区自治連合会にお伝えすることとしております。

また、阪合部地区以外の地区連合会から説明を求められれば、同様に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八幡」の声あり）

○議長（吉田 正）八幡塚 実議員。

○八幡（福塚 実）阪合部が候補地になって、阪合部を中心に説明されて、丁寧な説明をしていただいた、この前にもしていただいたと思っ
ているんですけども。

私の知り合いで西吉野町の方がおりまして、西吉野町の方が私ら近所やないかと、どのような規模で、またそのような説明も私ら自治会で聞かせてもらいたいなという話も聞きましたので、またできれば西吉野町、プレディアゴルフ地区に隣接……あの辺で西吉野町の方々が柿を作っている方もたくさんおるんですね。阪合部の方が近辺で柿を作っているのではなくて、あの辺に西吉野町の方々も入って柿を作っている方もたくさんおられますので、その辺もやはり事前にもめることなく丁寧な説明をしておくのが、やはりスムーズに進んでいくのではないかなど、またそして霊安寺の方々にもそのような説明をしていく方が、阪合部だけ何勝手に決めとんやとなったら、またこれは問題になりますので、やはり事前に、ヘリポートを付けるということで、音の問題は阪合部だけで音がするのではなくて、西吉野町また霊安寺の方々にも大変御迷惑を掛ける問題だと思いますので、その辺も事前に説明していただけたら有り難いかなと思っておりますので、その辺どうですか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）八幡塚議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのように、そういうふうな部分で説明を求められるところにやったらいつでも行きますよということ、機会があることにお話をさせていただきますので、そういうふうな機会がありましたら、どんどん出向いて御説明を申し上げたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）よろしくお願いします。

それでは三番の誘致活動を踏まえた周辺道路整備についてです。

阪合部地域と、ここに確定したわけではございませんけれども、プレイアゴルフ地区に誘致活動を進めていく中で、国道からのアクセスでは上野からのアクセスと二見からのアクセスがあります。また両方の道路はどちらも橋がありまして、そこを経由して候補地へ入るアクセス道路と考えられます。

市としては県・国への橋の架け替えなど、様々な課題をクリアしなくてはいけない問題だと考えますが、市としての考えをお答えください。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

消防学校を含む県広域防災拠点が先行して整備される予定でございますので、今後県が実施いたしますアクセス道路の調査が終了しないと、周辺の道路がどのように整備されるというのが現時点では分かっていないのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）測量設計が終わりましたら、早急に、まあ阪合部に決まると断定したわけではございませんけれども、この阪合部に架かっている御蔵橋、相谷橋等は大型車両が通れば、もう片側一車線というか、対向ができないような狭い橋でございますので、その辺も含めて県の方にしっかりと計画の中に組み込んでいただけるようにしていただきたいかなと思いますけれども、その辺どうですか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほどから発言させていただいておりますとおり、今後基本的なアクセスの調査であるとか基本構想というのが調査されるという状況でこ

ございますので、今後においては、その後になるかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）確定次第その辺もしっかりと検討課題に入れていただきたいと思います。

それでは以上もちまして、福塚 実の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田 正）以上で、八番福塚 実議員の質問を終わります。

次に、十二番、大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の許可をいただきまして、通告順に基づきまして質問をさせていただきます。

まず、学校適正化に関する資料や方針の詳しい説明と関係者の意見を重視した学校適正化の検討についてでございます。

御存じのように、この間保護者や教員の皆さん、その他関係者の皆さん方のアンケートを採っていただきまして、また他の行政区の学校適正化の実施状況も研修をしていただきまして、今年の二月十八日に答申をまとめていただいたということでございます。そしてまた、今年の夏には五條市教育フォーラムを開催していただきまして、実際実施されております京都の学校の関係者、奈良市の学校の関係者もお越しいただきまして、体験の状況、意見を聞かせていただき、私も今まで以上に理解させていただいたかなということになっております。しかしです、この答申の中身を見せていただきますと、重要な課題については答申でもまだ結論を出していないわけですね。例えば小中一貫の教育につきましては、前提として、小中一貫教育を前提としてということでありませうけれども、施設一体型と分離型のメリット、デメリットを明確にするということも答申でもまだ結論を付けていないわけですね。そしてもう一つ重要なことは、六・三制のメリット、デメリットを検討して四・三・二制、五・四制など、学校の弾力化についてより調査を進めと、五條市の取組課題に合った小・中学校の適正配置を検討するというところで、重要な課題が答申でもまだ結論付けていないという状況でございますので、これから進められていく過程の中では、お聞きしますと、五條市学校適正化推進実施委員会の設置はもうされたと、次は、学校適正化基本計画素案の策定に掛かるということになるということです。でございますけれども、その後計画素案をもって保護者、教員、その他関係者の意見を聴取すると、そして意見に基づいて見直ししなければならぬところは見直しすることになるわけですが、やっぱり当面の課題であります学校適正化基本計画素案の策定において

は、答申でも結論が出されていないわけですから、素案中でも結論付けずに、小中一貫教育のデメリット、メリットを皆さん方で明らかにしながらなおかつ、地域住民説明会の中では皆さんにも皆さんの考えているデメリット、メリットを聞き出すという、こういう内容の素案をまとめて皆さん方の意見を聞いていただくということが大事ではないかなというふうに思うのですね。

六・三制のこの件についても、やはり答申は結論付けていないわけですからね、だから皆さん方のデメリット、メリットをまとめていただいて、説明会でも皆さん方の関係者の皆さん方のデメリット、メリットの意見を聞き出すという、こういう素案の策定で関係者住民説明会をしていただくことが大事ではないかなというふうに再度お聞きしたいわけですから、答弁をお願いします。

それと答弁のときには、この夏やっていただきました教育フォーラムのときに、参加者にアンケート用紙を配っていただきましたけれどもその用紙の二番、小中一貫教育について皆さん方はどのように回答されたのか、これも併せて答弁いただけますか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

学校適正化においては検討委員会の答申を尊重し、小中一貫教育の導入を前提としております。小中一貫教育は目指す子供像を共有し、九年間を通じた教育課程を編成し義務教育九年間を修了するにふさわしい学力や社会性を育成するために、小学校と中学校が一貫した方針のもと、子供たちの発達に応じて計画的に教育活動を行う取組です。

小中一貫教育を実施する施設形態については、大きく分類して「施設一体型」と「施設分離型」があります。

施設一体型は、小学校と中学校が同一敷地に設置されている形態で、施設分離型は、小学校と中学校が異なる敷地に設置された形態です。

施設一体型のメリットとしては「小中一貫教育の教育的効果が発揮できる。」、デメリットとしては「施設を新設する必要がある、新たな予算が発生する。」などがあります。

施設分離型のメリットとしては「既存の施設を使用することができる。」、デメリットとしては「教育的効果を上げるためには、小・中学校のより連携が必要になる。」などがあります。

本市では、現在作成中の適正化計画素案で、方向性を示す方針でございます。

続きまして、先日開催をいたしました教育フォーラムのアンケートの結果についてお答え申し上げます。

フォーラムの参加者は二百七十九名のうち百六十七名からアンケートの回答をいただきました。

質問二の小中一貫校についての回答といたしましては、一番「非常に理解できた。」が三十六人、二番「理解できた。」が百十九人、三番「余りよく分からなかった。」が十二人、四番「分からなかった。」がゼロ人となっております。

以上の結果から約九割の方に一定の御理解を得たものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 答弁にもありましたように、小中一貫教育の形態としては施設一体型と施設分離型があると、それぞれのメリット、デメリットは教育委員会の皆さん方のつかんでいる範囲内では今答弁いただいたわけですが、一つ実際、子供を学校に通わせている保護者、毎日生徒に対応をして子供と一緒に勉強しなければならない教員の皆さん、こういう皆さん方の小中一貫教育の施設一体型と分離型に関する皆さんのデメリット、メリットに対する意見をもっと聞き出さうという、そういう素案にまとめて地域説明会をされることが重要ではないかなというふうに申し上げておきたいと思います。

私も市議会議員の一人として、この課題に責任を負っておりますので、この場所で私の考えを申し上げますけれども、やはり五條市の小・中学校の校舎の耐震化が整っているというこの現状、また生徒数が少なくなっておりますけれども、学校があるその地域に果たしている学校の役割とかいろいろ考えますと、やはり私は施設分離型を基本にして、現在の小・中学校の校舎を有効活用して、そして新しい校舎は建てない目標で、またできれば廃校も作らないという目標で、一つ皆さん方の御理解を得られた上でのことですけれども、そういう方向、方針を目指していただくのが大事ではないかなということをお願い申し上げます。

次は五條病院のリニューアル後の医師、看護師の確保についてでございますけれども、調べていただきましたら、まだ看護師の人数や医師の人数は決まっていらないですね。しかし来年四月には五條病院は開院しなくてはならないわけですね。だからこのことに責任を果たしてもらわなければいけないということになるわけです。しかし医師の方は分かりませんが、看護師の方は、五條病院をリニューアルすることに関して看護師の何人かは辞めていただいているわけですからね、だからまた必要な看護師を確保するというのは大変厳しいだろうと、関係者の意見では言われております。特にそれに加えて、今開院していただいた南奈良総合医療センターはうれしい状況ですけれども、入院患者数が百九十六人、ベッド数が二百三十二床ですから、大体八四・五パーセントが病床稼働率、外来患者数は一日大体五百二人、大勢の方が利用していただいているのですけれども、この南奈良総合医療センターの中の看護師さん、医師の先生方でも忙しい状況で頑張っている

るという状況らしいですね。だから南奈良総合医療センターにもまだ看護師さんを増やさないかんというような状況の中で五條病院、来年四月開院する上において必要な看護師、医師を確保せんかんわけですからね、相当広範囲に視野を広げて募集していただいて、頑張っていただかんことには、来年四月、間に合わないということになったら大変ですから、一つ頑張っていたきたい。

私の個人的な意見ですけども、五條病院をリニューアルするときに辞めていただいた看護師さんが何人かおりますけれどもね、そういう方にもやっぱりまたこちらから声を掛けて、来てくださいという依頼をするべきではないかなと、しかしちよつと意見を聞きますと、今までの看護師さんの労働条件は厳しかったらしいですね。だから労働条件の改善もよく検討されて、改善しなければならぬところは今までよりもこの点を改善しますということも明らかにした上で、看護師さんの依頼をしなければ、なかなか必要な人数が確保できないのではないかと、いうふうに考えますけれども、その点一つどのように医師・看護師の確保に頑張ろうとしておられるのか答弁いただけますか。

○議長（吉田 正）坂口すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（坂口慎一）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十九年四月から再開する五條病院は、急性期医療は終了したものの療養入院を必要とする患者を受け入れる病院として、内科・整形外科など身近な外来機能を有する病院としての役割を担うこととなります。

南和広域医療企業団に確認いたしましたところ、五條地域における病院機能のニーズを把握し、また一方で南奈良総合医療センター・吉野病院を含めた三病院の今後の運営を検討中であり、その結果必要な医師・看護師の配置を行うとのことでございます。まだ具体的に配置人数は決まっていないということです。

先ほど大谷議員がおっしゃったとおりでございます。

また、看護師の確保でございますが、南和広域医療企業団に確認いたしましたところ、看護師募集については企業団ホームページ・都道府県看護協会のナースセンター・構成団体のホームページ・新聞折り込み求人広告及び個別に看護専門学校への声掛けを行っているとのこと、これまでに十八人の内定を行っている状況であり、現在第三次募集期間であり、今後も募集を続けていくということです。

また、看護師の労働環境につきましては、南和広域医療企業団に問合せましたところ、看護師個人や労働組合から労働環境の改善についての要望は現在のところ上がっていないということです。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 来年四月開院ですから、答弁にもありましたように、内科・整形外科・外来を受け付けるということですが、療床は計画では九十床になっていきますからね、だから早く吉野病院も五條病院も必要な医師、看護師の人数を確定して、早く募集に、今もしていただいておりますけれども、必要な人数を確保するための努力と知恵を一層期待しておきたいと思えます。

次にいきます。

三、豪雨・強風・地震等の災害防止対策の強化でございますけれども、御存じのように今年は熊本地震を始めこの夏も台風による被害で多くの方がお亡くなりになっております。心からお悔やみ申し上げる次第です。また被害に遭われた皆さん方には心からお見舞いを申し上げますとともにいまだ行方不明の皆さん方が早く発見されることを願ひまして質問をさせていただきますというふうに思います。

（一）災害の原因をなくす対策の強化、そのアですけれども、地球温暖化防止対策に関する政府への要請についてでございます。

御存じのように現在では日本でも世界的にも、現在の異常気象は地球温暖化がかなり関係しているというのが一致した認識になっているわけですね。したがって、数年前から国連主催の地球温暖化をなくすための会議があらこちらで開催されております。昨年十一月、フランスのパリでC O P 二一が開催されました、ここでは今までにない温暖化をなくす目標を設定されました。その目標を一口で言いますと、いわゆる産業革命後の地球の平均温度の上昇を二度未満、できれば一・五度に抑えるというのを目標にしていますね、これが目標なんですけれども、その目標を定めたパリ協定が可決されたんですけれども、しかしこのパリ協定をスタートさせるためには排出量で五五パーセント以上の国、また五十五箇国以上の国の承認がなければ発行、つまりスタートできないということらしいです。その中で現在までこのパリ協定を承認した、いわゆる批准ですね。批准という言葉で表現されておりますけれども、この批准の本身は承認らしいですね、小さい国、いろいろありますけれども、やっと地球温暖化の原因である温室効果ガスを排出量で世界の一位の中国と二位のアメリカがそろってパリ協定を承認しますということを国連事務総長にこの間表明しました。

したがって、ほかの国に対するいい影響もこれから期待されるのではないかなというふうに言われております。ところが温室効果ガス排出量、世界で五位の日本の政権はどうかといいますと、まだパリ協定のその協定内容に賛成するという承認の表明はまだ日本の政府はしていないわけですね。していないし、昨年のパリ会議前に、日本の安倍政権がいわゆる目標として国連に示したのは、大変目標値は少ないわけでありですね。いわゆる日本の目標値は二〇三〇年までに二〇一三年比で二六パーセント削減しますと国連に表明しましたがけれども、これは

ほかの国と同じように京都議定書が決定された一九九〇年の比では一八パーセントにしかないわけですね。小さい欧州連合は同じく二〇三〇年までに京都議定書の一九九〇年比で四〇パーセント削減すると言っているのに、日本は一八なんですね。このように、先ほど批准したアメリカと中国はかなり高い目標でやるわけでありますけれども、こういうふうには日本の政権はパリ協定をまだ承認もしていないし、今現在掲げている温室効果ガスの削減目標は欧州連合に比べても半分しかないという状況ですから、これだけ災害の多いこの日本の中で、大きな災害被害に遭った五條市とかそして紀伊半島、また広島やら今年の北海道・関東・この皆さん方の状況から言いますと、政府にパリ協定を承認して、そして温室効果ガスの排出目標をもっと引き上げるように全国自治体全てから安倍政権にそれを強く要望するということが、まず災害の一番の原因である地球温暖化をなくすという重要な課題につながるのではないかなというように思いますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

豪雨・強風・豪雪等に関係している地球温暖化をなくす政府への要請につきましては、奈良県市長会や近畿市長会等を通じて従来から要請しているところであります。

また、昨年フランスのパリで開催されました国連の地球温暖化防止会議、いわゆるCOP二一における議論の結果を踏まえまして、今後におきましても引き続き要請してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 今までも努力しておるということですが、やはり一番温室効果ガスの排出量が多いアメリカと中国がパリ協定を承認して努力するという方向に行きましたから、日本も遅れを取らずに頑張ってもらわなければなりませんからね。今までの政府への要請の度合い以上の努力を、五條市はもちろん大事ですけれども、大きな災害を受けた五條市がリーダーシップを発揮して、やはり奈良県、そして和歌山県・三重県、そして全国の被災自治体の皆さん方と力を合わせて、政府に強く要請していくということで強調しておきたいというふうに思います。

次、いきます。

イ、上流ダム緊急放流防止対策についてでございますけれども、御存じのようにもう紀伊半島大水害の大塔被害も一番の災害の被害の原因は豪雨でありましたけれども、それに関連して猿谷ダムの緊急放流も大きく関係しているというわけでありますけれども、こういったダムの緊急放流を防止するための対策が大変私たちこの五條市には重要になってきております。

この間努力していただいて、猿谷ダム・風屋ダム・池原ダムは大雨前にダムの水位を下げていただいております。また大滝ダムは構造そのものが洪水調整機能持っておりますけれども、十数年前吉野川で十数名の被害を出した大迫ダムの緊急放流防止対策がこの間質問で何遍もさせていたいておりますけれども、余りはつきりしない。いわゆる猿谷・風屋・池原ダムがやっている大雨の前にダムの水位を下げるというような明確な緊急放流防止対策が要ると思いますけれども、その辺は直接大迫ダムと交渉していただいている理事者の皆さん方はどういうように解釈しているのか、津風呂ダムもともにもう一度答弁していただけますか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのとおり、周辺ダムの緊急放流防止対策といたしましては、猿谷ダム・池原ダム・風屋ダムにつきましては、利水ダムでもあることから元来、洪水調整機能はないものの、降雨予測に応じまして、事前にダムの水位を低下させるなど、現有施設を機能的な運用で実施しているところであります。

また、農水利用を目的といたします大迫ダム・津風呂ダムにつきましては、大雨による流入量を予測いたしまして、越流しないように洪水ゲートから放流を行うなどの洪水管理を実施しているところであります。特に大迫ダムにつきましては、平成二十七年度に改良工事を実施し、洪水時放流量を毎秒二〇トンから六〇トンに調整幅を広げ運用していることを確認したところでございます。

既に、農水省南近畿土地改良調査管理事務所に対して、緊急放流の防止要請を行いました。今後継続的に、国土交通省を始め関係機関にも、下流に影響を及ぼさないよう緊急放流の防止要請を継続して行つてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 大迫ダムの緊急放流をして吉野川で十数名の犠牲者が出たときは私も既に五條の市議会議員をさせてもらっておりますので、国会議員とともに大迫ダムに行つて調査をしましたけれども、利水ダムですからね、ゲートは一番てっぺんに付いています。だから一

番てっぺんのゲートは確か二つか三つあったと思いますけれども、被害を出したときにはその堤防のてっぺんについているダムゲート全てを開けたわけですね、だからこの広い吉野川でも十数メートルの水の柱が流れたということになっているわけですね、そのダムゲートを上げて大雨前は調整をしているということですから、まだ一番上のゲートの下にも放流量は少ないですけども放流口があるわけですね。だから大迫ダムは構造の変更を伴う工事をしていることでもありますけれども、こういう工事かちよつと分かりませんが、一つ猿谷・風屋・池原と同じように、早い目にダムの水位を下げるという、下げるときも一遍に放流したらあきませんからね。徐々に放流しないことには下に被害がありますから、だからそういう緊急放流防止対策のやり方になっているのかどうかよくもう一度調査をしていただく必要があるのではないかなというふうに思います。

ダムゲートを毎秒二〇トンから六〇トンに放流できるようにしているということですけども、これはいわゆるうかつとして大雨が降って大迫ダムへ緊急に水が入ってきたときに、この広げたダムゲートを一遍に開けたら、十数年前の被害よりももっと大きくなるということもありますから、その辺は改良工事をして毎秒二〇トンから六〇トンに増やすというこの工事の内容もよく調べて、さらに確認をしていただく必要があるのではないかなと、今の答弁で私としてはちよつと理解ができないというふうに思いますので、津風呂ダム共々もう一度本当に緊急放流防止対策につながることをやられているのかどうか調査をされるよう強く求めておきたいというふうに思います。

それと次にいきます。

地震発生時におけるダムの決壊防止対策でありますけれども、この件につきましても、この間一般質問で申し上げました。この間の答弁は大迫ダムは現在実施、大滝は済みとね、津風呂ダムは平成二十九年実施、後、旭・池原・風屋・猿谷・九尾は済みと、黒瀬・一の木はちよつとまだはつきりした返事はもらっておりませんが、御存じのように熊本地震でもダムの堤防が決壊しましたわね。ほんでこの夏の東北の台風十号のときにも大きな堤防ではありませんけれども、やっぱりダムの堤防も決壊していますからね、だからその辺はやはり五條市としても上流にダムがあるわけですから、耐震照査を早くして必要な補強は早くしてもらおうということが必要になりますけれども、現時点で調べていただいた状況を答弁していただけますか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

ダムの耐震照査につきましては、大滝ダムや猿谷ダム、また、電源開発、関西電力が管理いたしますダムにつきましては、既に耐震照査が

実施され、耐震性能上問題はない状況であると各関係機関から報告いただいております。

また、大迫ダムにつきましては、平成二十七年から平成三十年に掛け現在も実施しているところであります。また津風呂ダムにつきましては、平成二十九年度に実施予定と確認いたしております。

南海トラフ大地震は、今後三十年の間に高い確率で発生するといわれており、仮にダムが決壊するということになると、下流に大きな被害を及ぼすことから、いまだ耐震照査の完了されていないダムの管理者に対しましては、早期の検証、早期の完了をしていただくよう要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） しかしね、済んでいるダムであっても、あの熊本地震の状況、東日本大震災の状況から言えば、想像以上の地震が発生しているわけですから、だから耐震照査が済んでいるところでも安心ということにはなりませんので、その辺は系統的にダムの管理者に想像以上の地震が起こった場合でも大丈夫かという、この意見を出していくということが大事ではないかなと思います。

一の木ダムは、緊急放流は構造上それはないだろうと言われておりますけれども、地震関連ではこれも対象にして耐震照査をしてもらえないかなと思います。黒淵ダムは今どういう状態になっているのか分かりませんが、一の木ダムの地震に対する耐震照査は調査の対象に入れてもらうべきだということを申し上げて、次に進めていきたいというふうに思います。

次、吉野川等の堤防の点検と堤防未整備区域の早期整備についてでございます。

もう御存じのように、今年は台風が多く発生しまして、現在でも台風十四号、十六号が日本に関係するのではないかなと言われている状況でありますけれども、台風十号の東北、北海道に対する影響はもう大変なものであります。また昨年は、茨城県の常総市ですか、鬼怒川の堤防が決壊しまして、これはもう見ておれないような気の毒な被害になったわけであります。このように、やはりあちこちで川の堤防の決壊というものが起こっておりますから、一遍この時期に五條市に関係する吉野川や支流の堤防は大丈夫かという点検をしていただくのが必要ではないかなと思うのです。五條市はやはり古い堤防でいいですと、伊勢湾台風、確か以後に造られていると思いますけれども、それでも大変一番最初にできた堤防は古いですから、だからその辺吉野川だけではなしに支流の堤防も関係機関に働き掛けて点検していただく必要があるのではないかと、同時に堤防未整備区域の早期完了ですね、この辺も関係機関に働き掛けて早期に完成させなければならないと思います。

れども、未整備区域は大体どの辺なのか、残っているのか、その辺も含めて答弁いただけますか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

吉野川の堤防点検につきましては、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所と定期的に危険箇所の現場把握及び情報共有を連携して実施しているところであります。

また、大川橋下流域における未堤防区域の整備につきましては、国のハード対策事業で計画的に順次整備されているところであります。

現在、新たな試みといたしましては、国・県・周辺市町村からなる協議会が設置されまして、減災のためのハード・ソフト対策を一体的に推進する計画を継続的に協議しているところであります。

未整備区間におきましては、大川橋下流それぞれ右岸、左岸ということで未整備区間が実際にあるのも事実でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 前向きの姿勢で頑張っていたいておりますけれども、一層点検も完成も早められるように関係機関とともに頑張ってくださいというふうに思います。

次、災害発生時の早期救援体制の強化。ア、消防力の強化についてでございます。

消防力の強化につきましては、やはり現在の消防職員を減らさない、同時に山間地の消防西吉野町・大塔町・十津川村関係については、やはり重機も消防車として配置していただく、そして必要な消防学校も奈良県五條市の適地に造ってもらうというこの三つが大事ではないかなというように思うのですけれども、今の消防の広域化が議会で議論されて採決前にいただいた資料によりますと、消防広域前は消防職員の実数は一千二百八十九名だったんですね、これを平成三十三年には一千二百二十六名、いわゆる六十三名減らしますよという方針が出されております。この方針は私調べたら、まだこの方針は消えていないんですね、生きているんですね。理由は本部通信部門における機能を統一化して、その職員を現場職員に回すということを含めて減らすんやという理由をあげられてきたのですけれども、やはりこれだけ災害の発生が多い今日から考えたら、一年三百六十五日市民、住民の命と財産を守るために頑張っている消防職員を減らすというのは、これはいいことがないのではないかと、一方で自衛隊の誘致を言われていますけれど、一年三百六十五日住民の命と財産を守るために頑張っている消防職員を

減らすというのは、ちよつと矛盾するのと違いますかね。

そしてもう一つは、いわゆるこの間の大塔町の災害のときでも、広島災害やらいろんなところでも大きな道路に崩れた土砂の取り除きというのは大きな重機で建設業者や自衛隊が取り除いてくれていますけれども、家の建ち並んでいる細い道の土砂の取り除きは、やっぱり中型ないし小型のユンボ重機が非常に大きな役割を果たしていますね。だからやはり五條消防署の責任範囲は西吉野町・大塔町・十津川村まで及ぶわけですからね、消防署に適切な大きさのユンボ重機を配置するのは今求められているのではないかなというふうに思います。この点も答弁いただきたい。

そして現在、消防学校、奈良県の消防学校は宇陀市とそして関連施設が田原本町と五條市の県の広域処理場ですか、ここにあるということでありますけれども、やはり複雑な地震災害やら台風災害の中で救出すると、救援することになれば一層高度な技術を習得してもらわなければいけません。したがって、先を見た消防学校、必要な消防学校というのは当然必要になってくると思いますけれども、これはですね、やはり奈良県全体、また五條市全地域を見て適切な場所を選んで建設していかなければならないというふうに考えますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

災害救援の強化を目指しました消防力の強化についてでございますが、消防は災害時に人命救助を主に行う組織でありまして、レスキュー資器材は所有しておりますが、油圧ショベル等の重機は保有していないのが実情であります。しかしながら、奈良県広域消防組合になったことから災害時の救援体制は強化されたものと認識しております。

また、議員御指摘の消防学校の重要性につきましては、議員のお考えと同じく五條市に消防学校があれば五條市の消防力の強化にもつながるということでの認識をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 消防職員の減員の方針についての答弁がなかったですけれども、一つ減らすことのないように、自衛隊の皆さん方の力も借りなければあきませんけれども、命と財産を守ることを専門に三百六十五日、この任務に配置している消防職員を減らすことのないように

関係機関、県にも働き掛けられるように、一つ強調しておきたいというように思います。

次にいきます。

建設業協会の協力依頼ですけれども、御存じのように五條市は理事者の皆さんの努力や建設業界の皆さん方の協力で、災害時の救援協定は結んでいただいております。条例もかなり正確な条例を作っておりますけれども、やはりこの間の台風災害を見ても将来予測される大きな南海トラフ地震を想定しても、一番被害の大きいのは太平洋側の地域が一番大きいわけです。地震でも台風被害でもね、だから十津川村・野迫川村、また他府県の三重県・和歌山県の方にも働き掛けをして、まだ地元建設業協会の皆さん方の支援協定ができていないような自治体には五條市の協定の内容も案内して、建設業者の皆さん方の力をいただくようにしていくべきではないかなと、なぜこれが大事かと言いますと、もう御存じのように十津川村で災害があった場合は五條市から駆け付けけるよりも十津川村の消防署と十津川村の建設業者に頑張ってもらう方が災害現場に早く到着できますわな。野迫川村もそうです。下北山村・上北山村もそうです。建設業者の皆さんは毎日重機を使ってその仕事の専門家ですから、消防職員は一年三百六十五日住民の生命と財産を守る専門の組織ですけれども、建設業者の皆さん方は重機を使って毎日頑張っているその方面では専門家ですから、この人たちの安全も守りつつ力も借りるという、このことが大きな災害のときには大変重要ではないかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

消防におきましては、油圧ショベル等の重機を保有していないことから本市でも被災直後の人命救助、支援や被災地の道路復旧作業等のため五條市建設業協会と災害時の応援協定を締結しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 五條市は何遍も聞いていますけれども、先ほど申し上げましたように十津川村・野迫川村・下北山村・上北山村、自治会の皆さん方とも話し合いをしてまだ建設業の皆さん方の協力がもらえる条例ができていないところは、これが必要ではないかなということでも働き掛けをされるよう強く求めていると思います。

ウ、自衛隊の災害救援強化を目指した、安保法制に基づく自衛隊の海外派兵中止の政府への要請についてということでございますけれども、

御存じのように、自衛隊の皆さん方は今までも災害のときにはその救援に頑張っていたいております。これは自衛隊の運営は国民の税金で充てられているわけですから、災害時救援に頑張っていたくのは当たり前のことです。これからもやっぱり自衛隊の皆さん方には災害時の救援を頑張ってもらわなければいかんと思うんですね。しかし、安保法制が去年の九月に可決されました、今年の三月に実施されているわけですが、この安保法制に基づいて日本の自衛隊を海外の戦闘地域へ武器を持って派兵しようというこの動きが出てきているわけですね。もう重要なことですから根拠を申し上げておきますと、この間、稲田防衛大臣が安保法制に基づく新任務の訓練開始を表明しましたね。同時に安倍首相はこの間の自衛隊高級幹部の訓示で集団的自衛権行使容認の安保法制の整備や日米新ガイドラインの策定などを上げて今こそ実行するときにふうに自衛隊の高級幹部の前にこれを表明されているわけですね。具体的には、武力紛争の続く内戦状態にある南スーダンへ今までも派兵しておりますけれども、今度は安保法制に基づく自衛隊の派兵を検討しているということです。

具体的に検討内容を申し上げますと、今年台風十号で大きな被害のあった青森市の駐屯地の陸上自衛隊第九師団第五普通科連隊を派兵しようということで検討しているわけですね。派兵の内容は、安保法制で認めている駆け付け警護、宿营地共同防衛、そういったことも任務として付けようということに検討しているということです。これがもし実行されたら、南スーダンは、一旦停戦は合意しましたがけれども、今はもうまた停戦が破棄されて、いわゆる内戦状態にあるわけですから、だからそういうところで駆け付け警護やら宿营地の共同防衛をした場合は相手と武器の銃撃戦になる可能性もあるわけです。これは大変な争いを治めるのではなしに、内戦を悪化させるということにもなるわけですね。だから日本の憲法ではそれは認めてませんわな、今でも。

同時に、日本のNGOのセンター所長長谷部貴俊さん、言うていますけれどもね、日本のNGOも諸外国の国際NGOも紛争地での人道支援活動における安全確保については自ら武装しない、武装した勢力と距離を取り混同されないことを一番基本としています。それが国際的な情勢です。ですからNGOを駆け付け警護の対象とすることははっきり言ってやめてもらいたい、日本の自衛隊にしろ、その他の外国軍にせよ、軍事的にNGOを助けることは、NGOにとっては非常に危険なことですよ。現地でNGOとして頑張っている人がそう言っているんやけれども、安倍政権は今、南スーダンの内戦状態のところへ自衛隊を派兵しようとしているわけですね。だからやっぱりこんな危険な内戦を悪化させることにもなるようなところへ自衛隊の派兵をやめるべきだということは全国の国民、自衛隊の皆さん方が今声を挙げることで非常に大事ではないかなと、そのことが日本国内で起こる災害救援に自衛隊の皆さんが頑張ってもらえるということにもつながるわけですから、こんなどんどん海外派兵されたら自衛隊の支援が必要なきに海外派兵で自衛隊がおれへんということになる場合もありますんやで。

例えばですね、過去のアメリカのイラク戦争のときに日本の政府はイラク特別措置法を作って、イラクの非戦闘地域へ後方支援として航空自衛隊と陸上自衛隊を派兵していますけれども、わずか六箇月の間で九千二百三十人を派兵しているんですね。そして非戦闘地であったにもかかわらず日本に帰ってきた自衛隊員の中の約二十九人が自殺されておるんですね。非戦闘地域でもそれだけ自衛隊の心に圧力を与えるような状況であったからこそ日本へ帰られてから自殺しているわけですからね。アフガニスタンでもそうです。同じことです。これは数年間でしかれども、海上自衛隊は一万三千三百人派兵されておって帰って来た自衛隊員の中で約二十五人が自殺しています。だからこういう戦闘地域へ武器を持って派兵するということは、紛争を解決するよりも紛争を悪化させる、同時に自衛隊員を犠牲にすることにもなりますから、それは今やめて、もっと日本の国内の災害救援に自衛隊に頑張ってもらう、そういう態度で政府安倍政権に強く声を挙げるべきではないかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

自衛隊は、平素から災害時における出動態勢を整えております。例えば、奈良県の災害派遣担任部隊であります大久保駐屯地では、二十四時間三百六十五日、二十数名の方々が初動派遣部隊として待機をしていると聞いております。

更に、災害規模が大きくなれば、東日本大震災における十万人態勢、また熊本地震における二万六千人態勢による災害救援態勢を整えることができる組織であります。このことから、自衛隊の海外での活動は、国内の災害における救援活動には、余り支障がないものと思われま。また、現在海外で活動されている自衛隊につきましては、国連の決議等に基づきまして、内戦や災害からの復興復旧活動に従事しております。見方を変えれば、国外の災害に対応していることも取れると考えております。

議員のお述べの自衛隊の海外派兵中止に関する部分に關しましては、私も発言を差し控えさせていただきますと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 先ほどイラク戦争とアフガニスタン戦争への自衛隊の派兵人数を明らかにしましたけれども、そんな少人数ではないわけですね。だから今から日本が責められていないのに武器を持って海外へ派兵するというのは、そういうことを食い止めることを頑張ってこそ、いざ災害のときに自衛隊の力も発揮してもらえということになると思います。

先ほど答弁の中で、国連の安全保障理事会の決定に基づいて自衛隊が派遣されるんだと答弁がありましたけれども、もう御存じだと思いませんけれども、国連のPKOの参加五原則というのが、国連で決まっています。その五原則の一つは紛争当事者間で停戦合意が成立していること、南スーダンは一週停戦しましたけれども、また内戦になっているから停戦していないのです。

二番、受入れ国や紛争当事者がPKOや日本の参加に同意していること。先ほど日本のNGOの方の意見を言いましたけれども、同意していないわけです。来てもらった方が危ないと、現地で武器を持たないで頑張っているNGOの方が自衛隊が来てもらって守ったと言うてくても来てもらった方が我々は危ないんだと、後は中立性の厳守とかいろいろありますけれどもね、だから国連安全保障理事会が決めたことでも問題点もありますから、よくその場合は日本の政府政権がきつちりと判断しなければ国連安全保障理事会の決定が全て正しいとは言えませんから、その辺は、一つ今重要な日本の状況に差し掛かっていますから、よく調べられて、日本は攻められていないのに自衛隊を戦闘地域に派兵するのではなしに、もっと日本の国民の命と安全を日本国内で守ってもらうことに頑張つてほしいということを政府に強く要請されることを強調しまして次へ進みます。

核兵器禁止・紛争の平和的解決を目指した世界の動きから考えた陸上自衛隊駐屯地及びヘリポート誘致の見直しについてでございます。

御存じのように、今新聞・テレビを見ておりましても、世界中では戦争、テロ、これが連日発生しておりますね。テレビや新聞で全て報道されているかどうか分かりませんわな。もしされていないとしたらもっと発生しているということですね。これがもう十数年続いておりますわけです。だから世界の皆さん方は何としても次から次へと発生する戦争とテロ事件をなくさないかと、どないしたらなくせるかということ、長年掛かって粘り強く国連を中心に協議されてきているわけですね。その結論は、いわゆる核抑止力論や軍事力均衡論ではやはりもう戦争とテロはなくならないというのが大体世界のいわゆる見解になってきているわけですね。だからこの間、いろいろと世界の皆さん方が頑張ってきてはりますけれども、そんな中でも今年は本当に素晴らしい出来事が起こりました。それは国連の軍縮作業部会が今年の八月にスイスのジュネーブの国連欧州本部で開かれておりました。最終日には核兵器を禁止し、核兵器全面廃絶に導く法的拘束力のある措置を交渉する会議を二〇一七年に開催するよう国連総会に勧告するという、この作業部会の報告を加盟国のうち六十八箇国が賛成、反対が二十二箇国、棄権は十三箇国、この棄権の中に日本の安倍政権が入っておるわけですね。しかし核兵器を持っているアメリカ・ロシア・イギリス・フランス・中国・イスラエル・インド・パキスタン・北朝鮮は参加していないのですね。そういうことで、核兵器を持っているこの大国が参加していません。でも今世界国連加盟国百九十三箇国ですけれども、それに近い百箇国以上の国々が核兵器はもう持っていたらいつ使われるか分からないと、

その一番いい例が北朝鮮ですわな。だからもう一層、世界の核兵器をなくすその取組を国連で決めるという提案が、今私が報告した提案なんですわね。だからもう昨日から国連が始まっていますわね、昨日からね。だからこの議題も重要な議題としてこれから国連で審議されていきますから、一つ皆さん方もテレビ・新聞で状況を確認していただきたいというふうに思います。

このように世界は北朝鮮のあんな危険なことやら、またそれ以外の国が持っている核兵器もなくそうというその動きに国連加盟国半分以上は立ち上がっているわけですね。

同時に、中国の問題の南シナ海でのあの中国の主張については、フィリピンが今年の七月十二日に国際司法機関の常設仲裁裁判所に訴えました。これはオランダのハーグにあるのですけれどもね。しかしこの裁判所は、中国が管轄権を主張する南シナ海の九段線について、国連海洋法条約に基づき、法的根拠はないという判決を下したのですわね。中国の横暴なやり方にある国では、いわゆる軍事力を強めて対抗しなければならぬという国もありますけれども、フィリピンはそんなやり方ではなしに平和的な解決を目指して裁判所に訴えたわけです。この裁判所の結論が今世界中を励ましています。そしてアメリカの大統領も安倍首相もこの間アジアの会議に行つてこの判決を尊重しなければならぬと、そして平和的に解決しなければならぬということを言わざるを得ないような今状況になっているわけですね。

中国も一時よりもちよつとおとなしくなりましたね。こういうように今世界はもう核兵器を国連の決定でなくしていく、そして世界中の紛争は軍事力で対応するのではなくしに平和的に解決していくという、この動きにスピードを上げて進んでいるわけです。したがって、やはり日本もできたら自衛隊を海外派兵させないような状況になる方がいいわけです。日本の軍事費も今年五兆円を超えましたけれども、軍事費ももうちよつと削減できる方向に世界が動いたらいいわけですからね。だからそういう点から考えても、やはり陸上自衛隊の駐屯地の誘致は、これは国民の莫大な税金が要りますよ、これ。だからこの世界の動きから言ったら、今から陸上自衛隊を誘致するのではなくしに、先ほど申し上げましたように、自衛隊の海外派兵を全国の国民の皆さん方で食い止めて行けば、現在日本の中にいる自衛隊の皆さん方はもつと日本国内の災害救援に頑張ってもらえるわけですからね。奈良県には自衛隊の駐屯地はありませんけれども、和歌山県・三重県にはあるわけですからね、こういう自衛隊員の皆さん方に危険なことをさせるのではなくしに、もつと災害のときに頑張ってもらふということにすれば、今頃から国民の税金を使って五條市に駐屯地を誘致するというのはやはり見直した方が、世界の核兵器廃絶、紛争平和的解決のこの流れに沿ったやり方だと私は思いますけれども、いかがですか。

○議長（吉田 正） 大谷議員に申し上げます。質問内容をもう少し簡単、明瞭にお願いいたします。山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

核兵器禁止、紛争の平和的解決を目指した世界の動きから考えた陸上自衛隊駐屯地及びヘリポート誘致の見直しについてであります。この世に核兵器がなく地球上に人同士がいがみあう紛争がないことが人類の究極の願いだと思います。

本市が県と連携して誘致要望しているヘリポートを含む陸上自衛隊駐屯地につきましては、南海トラフ巨大地震等の大規模災害におきまして、本市のみならず紀伊半島全域の救援・救助の後方支援拠点となり得るものであります。また県南部や市の活性化におきましても、陸上自衛隊駐屯地の誘致を見直すことはございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）先ほども申し上げましたように、危険な自衛隊の海外派兵をやめさせていくならば、日本国内の自衛隊員を災害救援にもっと頑張ってもらえますから、この奈良県になくても三重県・和歌山県にはあるわけですから、そういう状況から考えたら、今更国民の税金を使って駐屯地を設置するのは、私は見直すように強く求めまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうも御苦労さんでございました。

○議長（吉田 正）以上で、十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩に入る

午後零時五十八分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

四番、宗部康寛議員の質問を許します。四番宗部康寛議員。

〔四番 宗部康寛質問席へ〕

○四番（宗部康寛）ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、宗部康寛、通告のとおり一般質問をいたしますので、よろしく願います。

陸上自衛隊駐屯地誘致の重要性と必要性についてであります。その前に先日、九月四日日曜日、紀伊半島大水害からちょうど五年に当たりしめやかに追悼式が執り行われました。被災者家族や関係者が黙とうをささげ、その後、慰霊碑の除幕式がありました。献花が行われ、そして故人を偲ぶサザンカの植樹、復興支援に対する感謝の気持ちを表したハナミズキの植樹を行いました。五年の節目を機に慰霊碑の建立を行いました。災害によりお亡くなりになりました方々の御冥福を心からお祈りし、被災されました方々にお見舞い申し上げます。

今回の災害により、数多くの尊い命と数々の財産が失われました。このような災害を教訓とし風化させることなく後世に伝えることが大切であると思われまふ。

さて、現在の誘致活動の進捗状況といたしましては、先ほどの午前中の答弁にもありましたように、調査順位をプレイアゴルフ地区になったと説明を受けておりますが、今後どのような調査が行われるのかお答えください。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほどから御説明をさせていただいております。また今議員がお述べのとおりでございますが、先般七月三十日の議員全員協議会におきまして、平成二十七年の県と防衛省の調査結果と平成二十八年の県委託調査結果から、調査順位一番がプレイアゴルフ地区、調査順位二番が阿田峯公園南西台地地区になり、本年度の県と防衛省の調査は、プレイアゴルフ地区に実施される旨を報告させていただいたところでございます。

本年度の県の調査は、「消防学校を含む県広域防災拠点整備に伴う基本構想策定のための調査」と「アクセス道路の調査」が、また防衛省の調査におきましては、「自衛隊が奈良県広域防災拠点を利用する場合に考え得る基本構想策定の調査」が実施されるものと聞いております。その調査時期、調査内容の詳細については現時点では承知しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 調査順位の一番がプレディアゴルフ地区、そして調査順位二番が阿田峯公園南西台地区ということですが、今のところ候補地決定にはまだ調査はこれからであるというようなことでございますけれども、市民の皆様方にとりましては、どの場所に来るのかという点については非常に関心があるところでございます。

調査順位二番の地区も調査をした上で、最終の候補地決定に至るのかと、こういうような市民が一部誤解の声も私は聞いております。その辺のところについて、調査順位二番地区も調査をした上で最終候補地に至るのかと、ちょっとその辺こたわるのですけれども、お答えください。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほども申し上げたのですが、平成二十七年度の県と防衛省の共同調査また平成二十八年度の県の委託調査という部分からプレディアゴルフ地区におきまして今回順位一ということで調査を行うとしておるわけでございますが、あくまでも今までの調査におきましては、立ち入り調査等という部分につきまして、外部からの計測評価等々の調査でございましたので、あくまでも調査順位一番の部分を優先して行い、二番の部分については今年度の調査を行う予定はないというふうに県の方からも聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 分かりました。ありがとうございます。

そして県の調査は、周辺アクセス道路の調査、そして県が計画している広域防災拠点整備に伴う調査、防衛省の調査は県の調査に伴い動向をにらんだ基本構想の策定を作っていくというようなことに聞こえたのですけれども、そのような解釈でよろしいのですか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

防衛省の調査におきましては、自衛隊が奈良県広域防災拠点を利用する場合に考え得る基本構想の調査というふうに伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）七月三十日の議員全員協議会の説明においても、調査地決定の理由にヘリポートを併設した広域防災拠点整備の計画段階におきまして用地の拡張性としては有利であると、そして地盤の切土、盛土量が比較的少なく造成的な面からはやや有利であるといったような拡張性と廃土量が少ないと、この二点が大きな理由として県と防衛省が決めたわけでありますね。

そんな中で、先般の議員全員協議会におきましても説明を受けておりますが、今一度（二）のヘリポートを併設した計画内容そして規模について御説明願えますか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいまの御質問はヘリポートを併設した計画内容規模ということだと思います。

先般の七月三十日の議員全員協議会におきましても、説明を申し上げたわけですが、県広域防災拠点のイメージ図しか現段階ではございませんが、本年度の県の調査によりまして消防学校や広域防災拠点に必要な機能、設備等について調査をされ、来年度以降の調査や計画に反映されるものと思われます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）ありがとうございます。

現段階では消防学校を含む広域防災拠点整備の中で具体的な規模等は発表されていないようですが、プレディアゴルフ地区、面積は約一四〇ヘクタール、その中で今回約二四ヘクタール、はっきり分かりませんが、前後の範囲を仮モデルとして調査をするという報道が出ております。県は本年度中の基本構想策定を予定しているようですが、防衛省は明確な意向はまだ先送りとされております。そんな中、現段階における進捗状況としては、午前中の先の質問の答弁にもありましたけれども、プレディアゴルフ地区を調査順位一番として今後調査をするということで、八月五日に地元自治会を対象に説明会を開き、地元所周知したということでありますけれども、その後一箇月がたち、世間の噂といたしましては、取りあえず場所も決まりプレディアゴルフ地区に自衛隊駐屯地が来るといったような話も出ております。私も、そのような地元の声を耳にしましたが、まだ調査段階であり駐屯地計画においては防衛省の総合的な具体的な計画はまだ先のことであり、県がヘリポートを含む広域防災拠点整備の調査を先行していく予定であると、私自身も個々に説明はしております。

この駐屯地誘致計画におきましては、現段階において地元そして自治連合会、各関係団体への周知はしているようですが、今後時期を見て調査対象となる地権者の方々にも、地権者ですよ、地元住民、そして自治会でなく、地権者の方々もある程度の調査範囲が分かれば、早いうちに協力意識の高揚を図るためにも、説明会をする必要があるのではないかと思っております。

九月八日にも五條市の自治連合会の理事会において説明をしたと聞いておりますが、今後も段階を踏まえ御理解と御協力をいただくためにも幅広く市民の皆様に周知していただきますことをお願い申し上げたいと思っております。

最後の質問になります。

(三) ですが、今後の機運を高めるPR活動についてありますが、そもそもこの駐屯地誘致計画は奈良県と五條市だけの問題ではありません。五年前の紀伊半島大水害を教訓とした防災減災対策、そして南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、紀伊半島全域にかかわる防災対策という点では、五條市のみならず、三重県・和歌山県にもこの機運情勢を高めていただく必要が切にあると思っております。

紀伊半島のへそも言われるこの五條市に、ヘリポートを含む駐屯地が配置されれば津波被害がないとされる奈良県五條市の広域防災拠点が南海トラフ巨大地震等の災害時においては防災機能を発揮してくれることは紀伊半島全域に及び安心・安全なまちづくりに、そして防災・減災に向けて大きく期待されるものであります。

昨今、日本中に不安を募らせている北朝鮮の弾道ミサイルの日本海への排他的経済水域への落下、さらには核弾頭ミサイルの爆破実験等々、日本国に対しての挑発行為は後を絶ちません。それでも以前から尖閣諸島問題、北方領土問題において防衛省は兼ねてから対策を講じておりますが、今後におきましても南西諸島方面への軍事力強化を試みております。これは国防という使命・任務に基づくものでありまして、当然のことでありますけれども、国土の強靱化全般におきましては、災害時の後方支援等を含み、国民の生命・財産を守り抜くことが任務とされております。

政府は東海地震・東南海地震・南海地震、この三つの地震が連動して南海トラフ巨大地震へと発生すると考えております。そのようなことから対策の対象地域を想定範囲まで拡大することを検討すると発表しています。このチャンスを生かし、更なる自衛隊の重要性・必要性という機運情勢を高め、災害時の公助の強化体制を図る上で、災害時に迅速な対応展開を可能にするために、この駐屯地誘致を実現させたいものであります。

長くなりましたが、最後の質問をさせていただきます。(三)の今後の機運を高めるPR活動の取組についてのお考えをお答えください。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

駐屯地誘致への更なる取組といたしましては、五條市のみならず、地域からの駐屯地配置機運を高めることが必要であることから、吉野郡三町八村の首長などを委員に五條市及び吉野郡選出の県議会議員の御理解と御賛同を得て、県知事に顧問に就任していただき、「奈良県南部陸上自衛隊駐屯地誘致推進協議会」を十月三十一日に設立し、奈良県南部の総意として陸上自衛隊駐屯地の配置要望を実施する予定であります。

さらに、ヘリポートを併設した駐屯地の配置要望が南海トラフ巨大地震等の大規模災害におきましても、「紀伊半島全域の救援活動の後方支援拠点になる。」とされていることから、東日本大震災におきましても、津波被害等で被災された岩手県沿岸自治体の後方支援拠点となった岩手県遠野市本田市長を講師としてお招きいたしまして、市主催で十一月二十六日に講演会を開催する予定をしております。本市への駐屯地配置への有意性につきまして市民の皆様方に御理解を深めてまいりたいと考えております。

また、奈良県防衛協会五條支部の事業ではありますが、市民の誘致機運醸成を図るため、同支部主催の自衛隊音楽隊による演奏会を二月十一日にシダーアリーナで開催する予定と聞き及んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） ありがとうございます。

今後市民の機運情勢を図るために取組はもちろんのこと、市と県とが十分に検討し、幅広い地域からの要望活動であるということの趣旨を防衛省に御理解をしていただき、強い思いで要望活動が続けてまいりたいと思いますが、市長におきましては、議員はもとより市民の皆様方の強い願いを背負っていただいて、今後も奈良県知事並びに関係者とともに首長として要望活動に御尽力いただきたいと思います。最後に見解を求めます。

○議長（吉田 正） 太田市長。

○市長（太田好紀） 四番宗部議員の質問にお答え申し上げます。

るる危機管理監からお話ございましたけれども、五條市という位置付け、奈良県の五條市ということで最初は動いていましたけれども、

紀伊半島全体の位置付けという、こういう捉え方で私たちも考えています。防衛省の方も奈良県の五條市という位置付けでなく紀伊半島全体という位置付けの中で考えてくれています。

先ほども担当課からお話があったように、五條市のみならず要するに吉野郡、三町八村も連携をしながら、県南部の首長さんを筆頭に、県議会議員の皆さんも踏まえて今後機運を高めるということも大事であろうかなということで、今その準備をしているところであります。

私たちも政府要望で知事と一緒に行かせていただいて、またそれなりのお話をしている中において、やはり防衛省に関しましては、この位置付けというのは南海トラフにおいて大変重要な位置付けであるということは認識をしています。しかしながら今の現場におきまして、南西諸島の方が大変厳しい状況だということで、駐屯地の方を石垣島を始め今現在そちらの方に力を注いでいるということで、その分に関しては少し遅れるかも分かりませんが、まずはその候補地の決定を踏まえて県の防災の拠点を造るということで、先行して進めていくという形になります。

こんな形の中で市民の皆さん方、またその地域の皆さんの御理解を得られるように、また努力もし、また防衛協会の皆様方と連携を取りながらその辺の地域、また五條市全体の機運を高めてこれからも頑張つてまいりたいというふうに思いますので、議員の皆さんのお力添えもどうかよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） どうもありがとうございます。

この誘致活動におきましては、実際には相当な時間と費用が掛かるものと思われまふ。粘り強く要望活動を続けていき、五條市としてそして奈良県として、さらには国としてこの地域に陸上自衛隊駐屯地が絶対に必要だというような認識をしてもらえるような内容をもつて関係者の方々、そして市民の皆様が意識を共有し誘致の重要性を高めてまいりたいと思います。

今後も継続的に提案し、そして要望等を地道に県・国に訴えてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。
ありがとうございます。

○議長（吉田 正） 以上で、四番宗部康寛議員の質問を終わります。

○議長（吉田 正）次に、日程第二、報第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）報第十二号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正）。

○議長（吉田 正）報告を求めます。坂口すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 坂口慎一登壇〕

○すこやか市民部長（坂口慎一）ただいま上程いただきました報第十二号、五條市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正の専決処分の報告、承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書一ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が、平成二十八年七月一日に公布され、同年八月一日から施行されることに伴い、平成二十八年度のひとり親家庭等医療費助成に急を要したため、地方自治法第百七十九条第一項の規定により、平成二十八年七月二十九日に専決処分を行いましたので、本議会におきまして報告し、承認を求めるものであります。

条例改正の内容につきましては、条例で引用している児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、条文が移動したことによる改正であります。それでは、改正条例の内容につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三ページを御覧いただきたいと存じます。

まず最初に、五條市ひとり親家庭等医療費助成条例第四条第一項第一号におきまして、医療費助成対象者及び扶養義務者の所得制限に係る引用条文を改めるものであります。

次に、同条同項第二号及び第三号におきましては、条項ずれを改正するものであります。

最後に、附則につきましては、施行期日を定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第三、議第五十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第五十一号 五條市議会議員及び五條市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第五十一号、五條市議会議員及び五條市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

選挙管理委員会の事項ではございますが、公費負担に関する条例の改正でございますので、私の方から説明させていただきます。

このたびの条例の一部改正でございますが、公職選挙法施行令の一部改正に伴いまして、五條市議会議員及び五條市長の選挙における、選

挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正するものであります。

具体的には、公職選挙法施行令に規定しております、「公営単価の見直し」を三年に一度の参議院通常選挙の年に行っており、平成二十六年四月に消費税率が五パーセントから八パーセントに引き上げになったものを、今回反映させたものでございます。恐れ入りますが、議案書五ページを御覧いただきたいと思います。

第一条におきましては、五條市議会議員及び五條市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正について、第四条第二号アにおきましては、選挙運動用自動車の一日当たりの借入限度額「一万五千三百円」から「一万五千八百円」に改め、同号イにおきましては、選挙運動用自動車の燃料代の一日当たり限度額を「七千三百五十円」から「七千五百六十円」に改めるものであります。

また、第二条におきましては、五條市議会議員及び五條市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について、第四条中におきましては、選挙運動用ポスターの印刷費一枚当たり限度額「五百十円四十八銭」を「五百二十五円六銭」に改め、選挙運動用ポスターの企画費に係る作成限度額「三十万一千八百七十五円」を「三十一万五百円」に改めるものであります。

また、附則につきましては、公布の日から施行し、この条例の一部改正の施行の日以降その期日を告示される選挙から適用するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第四、議第五十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第五十二号 五條市立へき地保育所条例の廃止について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。稲次あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 稲次裕美登壇〕

○あんしん福祉部長（稲次裕美）ただいま上程いただきました議第五十二号、五條市立へき地保育所条例の廃止について、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七ページから八ページを御覧いただきたいと存じます。

廃止の理由といたしましては、五條市立へき地保育所として設置されております城戸保育所を用途廃止するため、本条例を廃止するものでございます。

城戸保育所は、児童の減少に伴い、平成二十二年四月より休所しておりましたが、六年が経過しても児童の増加する傾向はなく、今後保育所再開が見込めないことから、本条例を廃止するものです。

なお、附則におきましては、条例の施行期日を規定したものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第五、議第五十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第五十三号 平成二十八年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第五十三号、平成二十八年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十八年度五條市一般会計補正予算書（第一号）の一ページより御覧いただきたいと思います。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び債務負担行為の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、九千四百七十八万八千円を追加するものでございます。

これに伴う予算総額は、歳入歳出ともに二百十八億二千四百七十八万八千円となるところでございます。

初めに、歳入歳出予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、七ページ歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の項を御覧いただきたいと思います。

まず、歳出予算の補正でございますが、三款民生費、一項社会福祉費、八目老人福祉費、十九節負担金補助及び交付金の四百二十二万一千円でございます。国庫補助金を活用いたしまして、地域介護・福祉空間整備等補助金を予算化するものでございます。

市内介護保険施設等における介護従事者の負担軽減に資する移動支援や見守りなどに用いる介護ロボットの導入補助に要する経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を国支出金として見込んでおります。

次に、四款衛生費、一項保健衛生費、九目公害対策費、十三節委託料の二百二十万円でございますが、土砂条例運用支援業務委託料を予算化するものでございます。

土砂等の埋め立て等の規制に関する条例の施行に伴い、事業者の申請に基づく構造基準等の審査における技術的助言等の業務に要する経費を計上いたしております。

次に、五款農林業費、一項農業費、三目農業振興費、十九節負担金補助及び交付金の一千六百万円でございますが、県費補助金を活用いたしまして、奈良県産地パワーアップ事業補助金を予算化するものでございます。

本年度実施予定の西吉野柿選果場整備事業への補助の追加に要する経費を計上いたしております。

また、当該補助は、非破壊糖度センサーの導入について、新たに県費補助が追加されることに伴うものでございまして、当該経費の全額を県支出金として見込んでおります。

なお、補助金の名称について、当初の「奈良県強い農業づくり補助金」から「奈良県産地パワーアップ補助金」に変更されておりますので、歳入予算においてもそれぞれ増減を行うものでございます。

次に、同款二項林業費、二目鳥獣対策費、十六節原材料費の六千二百三十六万七千円でございますが、県費補助金の認証増による鳥獣害防止対策材料費の追加でございます。

イノシシや鹿による鳥獣害から農林産物を保護するため、自治会において設置する金網柵及び電気柵の購入に要する経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、五千三百一十一千円を県支出金として見込んでおります。

次に、七款土木費、四項都市計画費、一目都市計画総務費、十三節委託料の一千万円でございますが、国庫補助金を活用いたしまして、空き家等実態調査委託料を予算化するものでございます。

平成二十七年繰越明許費において、補助の認証減となった同業務につきまして、再度予算化を行うものでございます。

なお、当該経費のうち、五百万円を国庫支出金として見込んでおります。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十二款分担金及び負担金において九百三十五万六千円を、十四款国庫支出金において九百二十二万一千円を、十

五款県支出金において六千九百一万一千円を、十九款繰越金において七百二十万円をそれぞれ追加いたしましたして、歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

三ページを御覧いただきたいと存じます。

第二表、債務負担行為の補正でございますが、市役所新庁舎建設に伴い、当該建設予定地域について、現在の第一種住居地域から、三、〇〇〇平方メートル以上の事務所が建築可能となる用途地域に変更する「大和都市計画用途地域変更支援業務」につきまして、今後の工程等により、債務負担行為を追加し、本年度中に着手するものでございます。

なお、期間を平成二十八年度から平成二十九年度の二箇年とし、限度額につきましては、当該変更手続きに要する図面等関係図書の作成委託等に要する経費を見込みまして、二百八十三万円といたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）ちよつと教えていただきたいと思ひます。

七ページの歳出、民生費でございます。先ほど四百二十二万一千円、介護ロボットの導入というふうには、国支出金から全額出るといふことでございますけれども、どういったロボットなのか。

そしてまた、どこに配置されるのか、分かる範囲で教えていただけますか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

ロボットの種類でございますが、介護職員従事者の方の負担軽減ということで、例えばベッドに寝ておられる方のところにはセンサーを付けまして、夜間ですとか起き上がって徘徊を始めるとアラームで、介護職員の方のところに分かるようになりますとか、そういう介護職員の方の負担軽減というのを目的としたロボットが主に認められることとなります。

市内の方で当初募集しましたときは、十の事業所から応募がございました。で、国の方に送りまして、国の方の審査を通りましたのが六事

業所となっております。そのうち内示がありましたけれども、実際に利用の希望をされますかという最終の希望確認を取りまして、最終希望がありましたのが五事業所となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第六、議第五十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第五十四号 平成二十八年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。稲次あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 稲次裕美登壇〕

○あんしん福祉部長（稲次裕美）ただいま上程いただきました議第五十四号、平成二十八年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十八年度五條市介護保険特別会計補正予算書（第一号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページにつきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれ四千八百三十三万八千円を追加し、歳入歳出の予算総額を三十九億五千八百八十三万八千円とするものでございます。

それでは、四ページの歳出から御説明を申し上げます。

四款基金積立金、一項基金積立金、一目介護保険財政調整基金積立金、二十五節積立金三千八百九十一万二千元につきましては、平成二十七年年度決算剰余金から国・県・支払基金へ返還する金額を差し引いた残高を基金へ積み立てるものでございます。

次に、五款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金、二十三節償還金利子及び割引料九百四十二万六千円につきましては、平成

二十七年介護保険特別会計の精算によります、国庫・県費・支払基金への返還金でございます。

次に、同ページ上段の歳入につきまして、御説明申し上げます。

八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金、一節前年度繰越金四千八百三十三万八千円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第七、認第一号から認第十号までの十議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）認第一号 平成二十七年五條市一般会計歳入歳出決算認定について。

認第二号 平成二十七年五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第三号 平成二十七年五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

認第四号 平成二十七年五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第五号 平成二十七年五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第六号 平成二十七年五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第七号 平成二十七年五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

認第八号 平成二十七年五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第九号 平成二十七年五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

認第十号 平成二十七年五條市水道事業会計決算認定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。松本会計管理者。

〔会計管理者 松本智美登壇〕

○会計管理者（松本智美）ただいま上程をいただきました、認第一号から認第十号までの平成二十七年一般会計、各特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十七年五條市歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。

二ページから三ページをお開き願います。

五條市会計別歳入歳出決算総括表により、要点のみにつきまして、御説明申し上げますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、認第一号の一般会計につきましては、歳入歳出予算現額二百三十五億五千二百九十六万七千二百八十円に對しまして、収入済額二百十三億三千百九十七万二千四百五円、支出済額二百六億六千二百三十二万一千二百九十一円に對しまして、歳入歳出差引額は、六億六千九百六十五万一千百十四円でございます。

また、翌年度への繰り越すべき繰越事業費は、十二億一千八百九十二万一千七十八円でございます。

恐れ入りますが、三百七十二ページを御覧願います。

「実質収支に関する調書」でございます。

区分四の「翌年度へ繰り越すべき財源」が、繰越事業費のうち、六千三百九十四万五千八百七十八円でございます。したがって、区分三の「歳入歳出差引額」から、この区分四の「翌年度へ繰り越すべき財源」を差し引きいたしました、平成二十七年一般会計の実質収支額は、区分五のとおり、六億五百七十万五千二百三十六円の黒字決算となり、このうち、財政調整基金に四億円を繰り入れ、残り二億五百七十万五千二百三十六円を、平成二十八年へ繰越いたしました。

それでは、先ほどの二ページから三ページに、お戻り願います。

続きまして、認第二号の国民健康保険特別会計につきまして、御説明申し上げます。

予算現額五十二億四千八百八十七万二千円に對しまして、収入済額五十一億六千八百八十一万七千六百二十七円、支出済額五十億七千四百六十六万七千八百七十七円に對しまして、歳入歳出差引額は、八千七百十四万九千七百五十円の黒字決算となり、このうち国民健康保険財政

調整基金に三千三百三十二万六千二百七円を繰り入れ、残り五千三百八十二万三千五百四十三円を平成二十八年度へ繰越いたしました。

この内容につきましては、決算書の四百十二ページに計上してございますので、後ほど御清覧いただきたいと思います。

次に、認第三号の簡易水道特別会計につきましては、予算現額六億六千四百三十一万円に對しまして、収入済額五億六千三百一十一万八千六百十六円、支出済額五億六千三百一十一万八千六百十六円でございます。これを差し引きいたしました平成二十七年の実質収支は、ゼロ円の決算となります。

次に、認第四号の下水道事業特別会計につきましては、予算現額十一億八千二百四十万円に對しまして、収入済額十一億一千二百三十七万三千五百五十一円、支出済額十一億一千二百二十八万五千五百一十一円でございます。歳入歳出差引額は、百十四万五千円となります。

なお、平成二十八年度への「繰越事業に伴う繰り越すべき財源」が、繰越事業費四千二百十万円のうち、百十四万五千円でございますので、これを差し引きいたしました平成二十七年の実質収支は、ゼロ円の決算となります。

この内容につきましては、四百五十八ページに計上してございます。後ほど、御清覧いただきたいと思います。

次に、認第五号の墓地事業特別会計につきましては、予算現額三百三十万円に對しまして、収入済額二百九十三万三千三百二十六円、支出済額二百九十三万三千三百二十六円でございます。これを差し引きいたしました平成二十七年の実質収支は、ゼロ円の決算となります。

次に、認第六号の介護保険特別会計につきましては、予算現額三十八億三千八万三千円に對しまして、収入済額三十六億九千六百五十九万三千七百六十六円、支出済額三十六億四千八百二十五万五千十八円でございます。歳入歳出差引額は、四千八百三十三万八千七百四十八円の決算となります。

次に、認第七号の大塔診療所特別会計につきましては、予算現額八千六百三十万円に對しまして、収入済額六千五百一十一万五千五百六十円、支出済額六千五百一十一万五千五百六十円でございます。これを差し引きいたしました平成二十七年の実質収支は、ゼロ円の決算となります。

次に、認第八号の農業集落排水事業特別会計につきましては、予算現額四百七十万円に對しまして、収入済額四百五十四万九千五百三十九円、支出済額四百五十四万九千五百三十九円でございます。これを差し引きいたしました平成二十七年の実質収支は、ゼロ円の決算となります。

次に、認第九号の後期高齢者医療特別会計につきましては、予算現額四億二千九百十万円に對しまして、収入済額四億三百四十五万一千三

百九十六円、支出済額四億二百九十一万三千二百九十六円でございまして、歳入歳出差引額は、五十三万八千百円の決算となります。

次に、認第十号の五條市水道事業会計につきまして、御説明を申し上げます。

別冊の平成二十七年五條市水道事業会計決算書を御覧いただきたいと存じます。

一ページから二ページをお開き願います。

決算報告書により、御説明を申し上げます。

まず、(一) 収益的収入及び支出では、収入第一款水道事業収益の決算額は、八億四千六百八十四万一千七百九十円、支出第一款水道事業費用の決算額は、七億八千七百八十八万九千九百九十二円でございまして、

次に、(二) 資本的収入及び支出では、収入第一款資本的収入の決算額は、七百八十九万二千五百七十円、支出第一款資本的支出の決算額は、二億三百三十二万九千四百六十五円でございまして、

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、一億九千五百四十三万六千八百九十五円につきましては、一番下の「表の欄外」にございますとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額二百五十三万九千四百五十四円、現年度分損益勘定留保資金一億九千二百八十九万七千四百四十一円をもって補填した次第でございまして、

次に、三ページをお開き願います。

平成二十七年五條市水道事業損益計算書でございまして、

下から二行目のとおり、当年度純利益は、五千七百二十二万九千九百九十一円でございまして、これは、一、営業収益、三、営業外収益、五、特別利益の合計から、二、営業費用、四、営業外費用、六、特別損失の合計を差し引きしたものでございまして、

なお、下から三行目にございます前年度繰越利益剰余金九百六十二万一千百五十六円を加算いたしました当年度末処分利益剰余金は六千六百八十五万三百四十七円でございまして、

この剰余金につきましては、五ページをお開き願います。

下の方に、平成二十七年五條市水道事業剰余金処分計算書(案)がございまして、

一、当年度末処分利益剰余金六千六百八十五万三千四百四十七円につきましては、二、利益剰余金処分額、(一) 減債積立金三百五十万円、(二) 建設改良積立金五千万円、三、翌年度繰越利益剰余金一千三百三十五万三千四百四十七円として処分させていただきます。

以上で認第一号から認第十号までの、各会計の決算につきましての御説明を終わらせていただきます。御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員から決算並びに財政及び経営健全化の審査意見を求めることにいたします。竹田和彦代表監査委員。

〔代表監査委員 竹田和彦登壇〕

○代表監査委員（竹田和彦）監査委員の竹田でございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、平成二十七年五條市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算審査、並びに財政健全化に係る審査の結果につきまして報告させていただきます。

お手元の別冊『五條市決算及び財政（経営）健全化審査意見書』を御覧いただきたいと存じます。

初めに、審査の方法については、市長から提出された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、及び附属書類として事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況調書、並びに水道事業会計決算書類などを関係諸帳簿と照合し、計数の正確性、予算の執行状況の適否等について調査、検討を行い、併せて関係職員から説明を聴取して審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であると認めるとともに、予算の執行状況等についても、概ね適正であると両監査委員が認めたところであります。

しかしながら、審査を通じて特に感じました事柄や所見につきまして申し述べたいと思います。

意見書におきましては、六十五ページから「第五審査の意見」として記載しております。

まず一点目といたしましては、事業の執行におきまして、多数の繰越しが発生している点であります。国の補正予算の関係によるなど、やむを得ない繰越しは別としても、慢性的な繰越しなどは計画的な執行や進捗管理の徹底により、防げるものが多数存在するように思います。

これらについては早急な取組と意識改革をお願いいたします。

また、既に事業進捗シートが各部局で作成されており、論点を明確にしながら、組織的に、計画的な執行と徹底した進捗管理を行うことにより、事業遅延を発生させないことを願うものであります。

次に、各費目の予算執行において、大きな不用額が多数発生している点であります。予定価格と落札価格との請負差金によるなど、やむを

得ない不用額は別としても、予算要求時での過剰見積り、特に新規事業や新規稼働施設などの経費見積りについては充分精査の上、綿密な計画立案の基に積算を行い、予算執行に努めていただくようお願いいたします。

次に、性質別の歳出決算額につきましては、特に普通建設事業費が前年度比で約四三パーセントの増加、南和広域医療組合負担金及びやまと広域環境衛生事務組合負担金などの補助費等が前年度比で約七五パーセントの増加となっております。これらの財源は主に地方債であります。

有利な地方債は、有効な財源確保の手段ではありますが、多額の借入れは、今後の大型公共施設の建設事業費などとともに五條市の財政状況に大きく影響するものであります。

当年度決算では既に地方債借入額が元金償還額を上回り市債残高が増加しております。今後さらに増加するものと思われます。

また、本年度からは普通交付税の合併算定替縮減及び国調人口減少の影響等により普通交付税が減少しております。今後はさらに歳入歳出両面において財政指標の動向に注視が必要になります。

次に、水道事業会計については、給水人口や給水量の減少などにより給水収益の減少が続く中で、老朽化に伴う施設や老朽管の更新及び震災に備えた施設整備などにより、給水原価が供給単価を上回り、販売利益が赤字となっております。

また、簡易水道事業との経営統合を来年度に控え、経営の厳しさが増すと思われます。

漏水対策など有収率の向上に努めるとともに、当年度策定の上水道事業計画を踏まえ、更なる対策に取り組み、水道水の安定供給と経営の合理化に努めていただくようお願いいたします。

次に、五條市財政及び経営健全化の審査結果について報告申し上げます。

審査の概要及び意見については、お手元の意見書の百二ページから記載しております。

審査については、五條市長から提出された財政及び経営の健全化を判断する関係書類等について調査、検討を行い、併せて担当職員からの説明を聴取した結果、いずれも適正に作成されているものと認めたところであります。

まず、健全化判断比率のうち、①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字額がないため該当数値はありません。③実質公債費比率は一四・一パーセント、④将来負担比率は一一九・七パーセントとなっております。さらに、簡易水道特別会計など三つの特別会計の資金不足比率についても、資金不足なしとなっております。

次に、百四ページの水道事業経営健全化審査意見書がありますが、水道事業会計の資金不足比率についても、資金不足なしとなっております。

これらいずれの比率においても、国が示している早期健全化基準や経営健全化基準を下回っており、財政健全化計画等の策定には該当しておりませんが、先にも触れましたように大型公共施設の建設事業や都市基盤整備、またそのランニングコスト、さらには普通交付税の減少などを見据えると、将来の財政状況はさらに厳しさを増すものと考えられます。

今後とも財政指標に注視の上、より一層の経費削減と効率的かつ効果的な行財政運営に努められることを望むものであります。

以上をもちまして、平成二十七年五條市決算及び財政（経営）健全化審査の結果報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田 正）決算並びに財政及び経営健全化の審査意見が終わりました。（「三番」の声あり）三番議会運営委員会牧野雅一委員長。

○三番（牧野雅一）ただいま上程されております認第一号から認第十号までの十議案は、いずれも平成二十七年度における各会計決算の認定でありますので、これら議案については、特に慎重審議を期するため、決算審査特別委員会を設置していただきたいと考えます。

なお、委員の数は七名とし、その選任につきましては議長に一任したいと考えます。

○議長（吉田 正）お諮りいたします。

ただいま牧野雅一議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、決算審査特別委員会を設置して、審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。

よって本案は、決算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、決算審査特別委員会の委員の定数は七人として、選任につきましてはあらかじめ御協議願っておりますので、私から指名をいたします。

一番養田全康議員、二番平岡清司議員、三番牧野雅一議員、六番窪 佳秀議員、八番福塚 実議員、九番山口耕司議員、十番吉田雅範議員。
以上、七名の方をお願いいたします。

なお、正副委員長の選任並びに審査の日程等につきまして御協議を賜りたいと思いますので、各位には本会議終了後、直ちに議長室に御参集願います。

○議長（吉田 正）次に、日程第八、去る十三日に提出されました議第五十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第五十五号 平成二十八年五條市一般会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第五十五号、平成二十八年五條市一般会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十八年五條市一般会計補正予算書（第二号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正は、一般会計の歳入歳出にそれぞれ一千五十万円を追加するものでございます。これに伴う予算総額は、歳入歳出ともに二百十八億三千五百二十八万八千円となるところでございます。

それでは、歳出予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、二項徴税費、二目賦課徴収費、二十三節償還金利子及び割引料の一千万円でございます。市税の過誤納還付金及び還付加算金の支払いに伴う追加でございます。平成二十八年度法人市民税額の確定に伴う予定申告納付の還付金及び還付加算金等が通年ベ－スを上回り、現計予算に不足が生じるため、所要の経費を計上いたしております。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、十三目介護保険推進費、二十八節繰出金の五十万円でございますが、介護保険特別会計の繰出金の追加でございます。介護保険料還付金に充当する事務費繰入金に不足が生じるため、所要の経費を計上いたしております。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、三ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の一、総括の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。十九款繰越金において、一千五十万円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図った次第でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第九、去る十三日に提出されました議第五十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第五十六号 平成二十八年五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。稲次あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 稲次裕美登壇〕

○あんしん福祉部長（稲次裕美）ただいま上程いただきました議第五十六号、平成二十八年五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十八年五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ五十万円を追加し、歳入歳出の予算総額を三十九億五千二百三十三万八千円とするものでございます。それでは、四ページ下段の歳出から御説明を申し上げます。

五款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、一目第一号被保険者保険料還付金、二十三節償還金利子及び割引料の五十万円につきましては、

介護保険料が変更された場合の還付金支払いに伴う追加でございます。還付額が通年ベースを上回り、現計予算に不足が生じるため、所要の経費を計上いたしております。

次に、同ページ上段の歳入につきまして、御説明を申し上げます。

七款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金、四節事務費繰入金において五十万円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日十五日から二十八日まで休会とし、次回二十九日午前十時に再開し、議案審議を行います。
本日は、これをもって散会いたします。

午後二時十二分散会